令和７年度「きらみずき」みんなでブランド化生産拡大事業費補助金のうちみんなでブランド化推進事業に係る公募要領

第１ 総則

「きらみずき」みんなでブランド化生産拡大事業費補助金のうちみんなでブランド化推進事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第２ 趣旨

「きらみずき」を本県におけるオーガニック農業拡大のための一つの柱と位置付け、収量・品質の高位安定化、生産から流通・販売の各段階で生産者や関係者が一体となった取組によるブランド化を図ることを目指します。

第３ 事業内容

「オーガニックきらみずき」のブランド化を図るため、収量や品質の向上等の生産対策と販路拡大等の流通・販売対策の両方に取り組む事業主体を支援します。ただし、生産者の出荷・販売価格を確保するため、生産者と販売先（消費者等含む）において、店頭等での販売価格等の合意が得られる取組とします。

第４ 応募者の要件

本事業に応募することができる者は、次の全ての要件を満たすものとします。

１ 滋賀県内に所在し、補助事業全体および交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる農業協同組合(部会等)等の農業者団体や農業者の組織する団体（代表者および規約の定めのある団体）（以下「農業者等」という。）であること。

２ 農業者等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

３ 「オーガニックきらみずき」（転換期間中含む）の栽培に取り組む農業者を含み、その作付面積の合計が１ha以上であること、または、オーガニック栽培（転換期間中含む）または農薬・化学肥料不使用栽培に取り組む農業者が３名以上いること。

４ 次の要件を満たす事業計画を有すること

・「オーガニックきらみずき」について、収量や品質の向上等の生産対策と販路拡大等の流通・販売対策の両方に取り組む計画を有すること

第５ 補助対象経費の範囲

「オーガニックきらみずき」の収量・品質向上のための実証栽培や研修会等の実施、販路拡大に向けた活動等の取組に要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものとします。

第６ 補助対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

１ 事業主体の人件費および食糧費

２ 補助金の交付決定前に実施されているもの

３ 消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）

第７ 補助率および補助の上限額

補助率は補助事業費の１/２以内とし、補助の上限額は600千円とします。

第８ 補助事業実施期間

令和７年度の交付決定の日から令和８年３月31日までとします。

第９ 申請書類の作成および提出

１ 申請書類の作成

事業に係る申請書（みんなでブランド化推進事業費補助金交付要綱別紙様式２）の内容は、第２の趣旨、第３の事業内容および第５の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

① 第４に掲げる応募者の要件を確認する書類

　ア．法人および団体の場合は、定款または規約の写しおよび役員等の名簿

　イ．別紙様式１

２ 申請書等の提出先、提出期限および提出部数

申請書等の提出は、各農業農村振興事務所農産普及課（以下、「農産普及課」という。）まで、令和７年５月９日（金）17時必着とします。

３ 申請書等の提出に当たっての注意事項

（１）申請書等は、様式に沿って作成してください。

（２）申請書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。

（３）第４に掲げる応募者の要件を有しない者が提出した申請書等は無効とします。

（４）申請書等の作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

（５）申請書等の提出は、２の提出先に持参、郵送、宅配便（バイク便を含む）または電子メールによるデータの送付のいずれかの方法によるものとします。

（６）申請書等を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。いかなる場合も２に掲げる提出期限までに到着しない場合は無効とします。

（７）提出後の申請書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。

（８）申請書等は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。

（９）提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

第10 補助金交付候補者の選定

１　候補者の選定方法

提出された申請書類については、下表「ポイントの考え方」に基づきそれぞれの項目に対しポイントを付与し、その合計ポイントの高い者より、予算の範囲で事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

なお、合計ポイントが同点の場合は、「オーガニックきらみずき」栽培面積（令和７年度）、の大きい者から補助金交付候補者を選定します。

○ポイントの考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ポイント |
| 「オーガニックきらみずき」栽培面積（令和７年度） | 1ha未満 | 対象外 |
| 1ha以上～3ha未満 | 2 |
| 3ha以上 | 3 |
| オーガニック栽培以外の「きらみずき」栽培面積（令和７年度） | 5 ha以上～20ha未満 | 1 |
| 20ha以上 | 2 |
| 「オーガニックきらみずき」拡大計画面積（令和８年度と令和６年度の差） | 0.1～1 ha未満 | 1 |
| 1 ha以上～2 ha未満 | 2 |
| 2 ha以上～3 ha未満 | 3 |
| 3 ha以上 | 4 |
| オーガニック栽培以外の「きらみずき」拡大計画面積（令和８年度と令和６年度の差） | 20 ha以上～30ha未満 | 1 |
| 30 ha以上～50ha未満 | 2 |
| 50ha以上 | 3 |

２ 審査結果の通知

本公募要領に基づく審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

審査内容については、非公開とし、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、県の指示に従い速やかに、「きらみずき」みんなでブランド化生産拡大事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために必要な補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を農産普及課に提出してください。交付申請書を農産普及課等が審査した後、所要の手続きを経て補助金の交付が決定されます。

なお、交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

また、補助金の交付が決定されるまでに実施した取組については補助対象となりませんので注意してください。

担当／滋賀県農政水産部

みらいの農業振興課　水田農業・作物振興係　塚本

TEL：077-528-3833

FAX：077-528-4881

E-mail：gc00@pref.shiga.lg.jp

（農産普及課　連絡先）

大津・南部農業農村振興事務所農産普及課

TEL：077-567-5412

FAX：077-562-8144

E-mail：ga35@pref.shiga.lg.jp

甲賀農業農村振興事務所農産普及課

TEL：0748-63-6126

FAX：0748-63-2983

E-mail：ga30@pref.shiga.lg.jp

東近江農業農村振興事務所農産普及課

TEL：0748-22-7715

FAX：0748-22-1234

E-mail：ga31@pref.shiga.lg.jp

湖東農業農村振興事務所農産普及課

TEL：0749-27-2213

FAX：0749-23-0821

E-mail：ga32@pref.shiga.lg.jp

湖北農業農村振興事務農産普及課

TEL：0749-65-6613

FAX：0749-65-5867

E-mail：ga33@pref.shiga.lg.jp

高島農業農村振興事務所農産普及課

TEL：0740-22-6026

FAX：0740-22-3099

E-mail：ga34@pref.shiga.lg.jp